

富山海区漁業調整委員会議事録

1 開催の日時及び場所

日時 令和4年6月21日（火）午後1時30分から午後3時

場所 森林水産会館33号室

2 出席委員

森本太郎、網谷繁彦、河合雅司、上野佳弘、大浦清和、荻野洋一、塩谷俊之、水島洋、島崎慎一、高松賢二郎、濱田清人、三國嘉彦、中村好成、鷺北英司

（欠席委員：坂田博美）

3 議長

議長：森本太郎

4 委員会の成立

定員の過半数の委員が出席していることから、漁業法第145条第1項の規定に基づき、当委員会は成立

5 議事録署名委員の指名

上野佳弘、島崎慎一

6 県職員

矢野課長、北川副主幹、飯野主任、町主任、大津主任、野原技師

7 事務局職員

辻本事務局長

8 付議事項（議題）

（1）知事管理漁獲可能量の設定について（まさば及びごまさば、ずわいがに）（諮問）

県から、資料1により、令和4年6月21日付け水漁第187号で知事から諮問のあった「知事管理漁獲可能量の設定について（まさば及びごまさば、ずわいがに）」について説明された。

令和4年7月1日から、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群とずわいがに日本海系群A海域について、新たな管理年度に入る。そこでTAC管理魚種について、国から示されたTACについて県内での配分を富山県資源管理方針に即して定めることについて、海区漁業調整委員会に諮問するものである。今回のTACの配分として、令和4年7月1日から令和5年6月30日までの令和4管理年度において、まさば及びごまさばが現行水準として例年どおりとなっており、ずわいがにが31トンを設定したいと考えており、

昨年の 33 トンと比較するとほぼ数量の変更がない状態となっている。昨年のずわいがに漁獲実績が 25.6 トンとなっており、例年どおりの漁獲量であれば TAC を超過する状況にはならず、超過する状況となったとしても、国から追加配分がある見込みであるとの説明があった。

上野委員から、現行水準というのは極端に水揚げが増えた場合に、翌年とかに影響が出てくるのかとの質問があり、県から、現行水準の目安数量が水産庁から示されており、基本的にはこれを超えないように漁獲して、超えそうになれば県からお願いベースではあるが漁獲制限を依頼する場合があるとの説明があった。TAC 数量は、3 年ごとに過去の漁獲実績から算定されて、県に TAC 数量が定められ、これを超えそうになった場合には県から採捕停止命令を出す。TAC 数量が定められなかった都道府県をひとまとめにして、各都道府県に漁獲可能量が現行水準として定められ、その目安として富山県に 733 トンが示されており、これを超えてしまったとしても、他県での漁獲量が少なく、国全体で収まっていれば制限はかからない旨の説明がなされた。

このほか、委員からの質問等は無く、県からの諮問について、委員会として「異議なし」として案のとおり答申することが承認された。

(2) 知事管理漁獲可能量の変更について（くろまぐろ）（諮問）

県から、資料 2 により、令和 4 年 6 月 21 日付け水漁第 159 号で知事から諮問のあった「知事管理漁獲可能量の変更について（くろまぐろ）」について説明された。

くろまぐろの漁獲可能量として、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの令和 4 管理年度の当初枠に加えて、令和 3 管理年度の繰越分と、国が一旦留保して配分する分を合わせて県に追加配分される。小型魚では 19.4 トンが追加配分されて県合計で 117.9 トン、大型魚では 2.0 トンが追加配分されて県合計で 17.1 トンとなると説明があった。また、これら追加配分は、県内の各海域と漁業種類ごとに配分されるが、近年の消化率が低い漁船漁業には追加配分しない。参考資料に示したとおり、令和 3 管理年度の漁獲実績は、くろまぐろ小型魚で消化率 76.4%、大型魚で 23.9%であった。令和 4 管理年度の 6 月 11 日現在の漁獲実績は、当初枠に対する消化率が小型魚 18.5%、大型魚 7.5%であるとの説明がなされた。

委員からの質問等は無く、県からの諮問について、委員会として「異議なし」として案のとおり答申することが承認された。

(3) ふくらぎつけ漁業（つけ漁業）の制限措置及び申請期間について（諮問）

県から、資料 3 により、令和 4 年 5 月 31 日付け水漁第 156 号で知事から諮問のあった「ふくらぎつけ漁業（つけ漁業）の制限措置及び申請期間について」説明がなされた。

本件は、令和 2 年 12 月の富山県漁業調整規則の改正に伴い諮問が必要になった事項である。富山県での知事許可漁業は大きく 2 つに分類することができ、①漁業者及び漁船ごとに許可を受ける漁業と、②漁業者ごとに許可を

受ける漁業があり、本県では、②に「ふくらぎつけ漁業」のみが該当する。知事許可漁業は5年ごとに更新の手続きが必要となっており、①の漁業では、現行許可者から継続許可申請を受けて許可することが可能であり、海区の諮問が必要ないが、②の漁業については、継続申請の手続きがなく、新規の許可の扱いとなり、規則第11条に定めるとおり、海区漁業調整委員会への諮問し、県が制限措置、言い換えれば許可内容と申請期間を公示し、そのうえで申請期間内に許可申請を受けて許可する手続きが必要となる。更新後の許可期間は令和4年7月5日から令和9年7月4日、更新後の許可数上限は16件以内、申請期間は令和4年6月22日から7月1日までとし、現行の制限措置と同じ内容とするとの説明がなされた。

塩谷委員から、ふくらぎつけ漁業とはどのような漁業かとの質問があり、県から、「つけ」と呼ばれる障害物を海面に浮かべて、そこに集まってきたフクラギを釣る漁業であるとの説明があった。

網谷会長代理から補足説明があり、昔、潜行板を用いたトローリングによって、ロープに10本くらいの藁束を付けて「つけ漁業」が操業する実態があったが、今の時代では、つけ漁業を行っている漁業者はおらず、16件は名前だけ残している状態となっている。県のなかで全く実態のない許可は、今後、見直しも必要である。都会からの新規漁業者が移住して増えてきており、問題の起こらない限り許可を与えてあげればよいと思うとの意見が述べられた。県から、漁業許可は少しずつ返納されて少なくなってきており、操業する希望があれば更新し、少しずつ実態にあわせていくことも必要と考えている。漁業者にとって新たに許可を得ることはハードルが高いため継続が要望されるが、将来的には新たな許可を出す方針を立てることも検討していきたいとの回答があった。

高松委員から、「つけ」は規模が小さい漁業なので、知事許可漁業でなければならぬのか、各地区の漁業権としてもよいのではないかと意見が述べられた。県から、今は、漁業調整規則のなかで「つけ漁業」が知事許可漁業に定められており、自由漁業に移すことは簡単ではないが、よりよい漁場利用ができるよう検討したいとの回答があった。

このほか、委員からの質問等は無く、県からの諮問について、委員会として「異議なし」として案のとおり答申することが承認された。

(4) 第8次栽培漁業基本計画について（協議）

県から、資料4に基づき、「第8次栽培漁業基本計画について」協議がなされた。

第8次栽培基本計画における見直しのポイントとして、国の栽培漁業基本方針にあわせて、県の栽培基本方針を変更するもので、今回は内容の説明をさせていただき、次回の海区漁業調整委員会で諮問したい。本計画は沿岸漁場整備法に基づき、県では概ね5年ごとに、種苗生産や放流に関する計画を定めるものである。全体の構成としては、大きな方向性や指針、栽培漁業対象種、大きさ、数量、対象種に関する技術的課題や技術到達目標、そして栽培漁業の調査事項となっている。第8次計画の期間としては、令和4年から

8年までの5年間の計画となっている。施設、運営体制については、平成28年から令和3年までの第7次計画において、氷見市にある栽培漁業センターの老朽化や運営体制の見直しに関する記述があった。この施設に関しては、改修整備が令和4年度に完了し、新しく生まれ変わる予定となっている。このセンターは、教育・産業観光にも新たに対応した施設となるため、本計画において栽培漁業の意義や必要性の普及啓発を通じて、持続的な水産物の利用に関する教育を行うことを記載する。ヒラメ、クロダイ、クルマエビ及びエゾアワビが現在の対象魚種となっており、それらの既存魚種の技術レベルや課題を見直した。ヒラメ、クロダイ、キジハタについては、目標年における技術開発段階を引き上げ、アワビについては、現行ではエゾアワビという北方系のアワビを放流しているが、地場産のクロアワビの技術開発を進めていることから、技術開発段階を引き下げた。そして、新たな栽培漁業対象種として県内から要望の強いキジハタとアカムツについては、令和元年度に、水産研究所に整備した施設を活用しながら、事業化に向けた技術開発を加速化する。最後に、その他として、関係機関の名称変更と主語を明確化する。今回、説明した内容について確認をいただき、ご意見やご質問があれば7月5日までに、当課あてにFAXかメールで送信いただきたい。

委員からの質問等は無かった。

(5) 漁業権実態調査の結果について（報告）

県から、資料5により漁業権実態調査結果の概要について説明された。なお、資料5には個人情報が含まれるため、委員会修了後に回収された。

定置漁業権の実態調査として、免許番号、漁場名、漁業の種類、漁期、漁業権者、経営形態、関係地区、平成29年から令和3年の漁獲量の平均値と平均からの差、5年間の平均損益および5年間の漁獲金額を平均からの差が示された。

区画漁業すなわち養殖の実態調査について、免許番号、漁業の名称、漁業権者、養殖する魚種名、期間、行使者数、行使料、操業日数、生産量および生産額が示された。

共同漁業権の実態調査として、免許番号、漁業権者、第1～3種までの漁業種類、漁業の名称および行使者数が示された。また、富山県と石川県との県境に狭い範囲で共第37号が設定されており、平成25年から令和5年は石川県が免許していたが、令和5年から令和15年は富山県が免許することとなる。なお、行使者はいなかったことが報告された。

高松委員から、定置漁業権の図について縦の目盛りの単位について質問があった。県から、すべての図で同じ目盛りになっているが、単位についてはこの場では回答できないとの説明がなされた。

また、高松委員から、区画漁業権について、県が漁場計画を立てるにあたって休業中の扱いをどのように考えているかとの質問があり、県から、利用実態のない漁場については、やむを得ない理由であれば、適切かつ有効に活用していないとはみなされないと解しており、要望調査においても魚種を代えたいとする区画漁業権もみられ、要望に沿う形で対応したいとの回答があ

った。

河合委員から、定置漁業権について「いわし」などの名称となっているが、例えば新湊漁協では「ほたるいか」を捕っているが漁業の種類に「ほたるいか」がないのは何故かとの質問があり、県から、何を捕っているかを記したのではなく、あくまでも主とした目的魚種として定置漁業の名称を記したものであるとの説明があった。

網谷会長代理から、ほたるいか定置やいわし定置では、両方ともホタルイカを捕っており、漁業権更新時に漁期の早期化について要望があるが実現することは難しいのかとの質問があり、中村委員から漁期の早期化や網の沖出しを認めることは漁業調整上難しいとの意見があり、また、塩谷委員からも漁期始めはホタルイカの単価も高いことから、特定の定置網だけ漁期を早めることは難しいとの意見が述べられた。さらに、森本会長から定置漁業権の漁期や場所の要望をひとつでも認めると収拾がつかなくなるが、いつまでも要望を認めないとする考え方も検討する必要があると述べられた。

濱田委員から、最近、新湊、朝日、氷見地区でサクラマスやギンザケの養殖が始められているが、今後、富山湾において養殖は増えていく見込みはあるのかとの質問があった。塩谷委員から、新湊地区のサクラマス養殖は赤字となっており、沖が時化ると魚が逃げたりする。また、網谷会長代理から、寄り回り波のある海域は難しく、森本会長からも波浪や水温の問題があることが述べられた。

(6) 次回委員会

次回の委員会は、令和4年7月29日（金）13:30より開催することに決定された。

以上のとおり、相違ないことを証するため署名する。

令和4年6月21日

議長

署名委員

署名委員